

平成 17 年 4 月 1 日

都市計画法第 53 条第 1 項の規定による建築の許可に関する基準

(趣旨)

第 1 条 この基準は、都市計画施設及び市街地開発事業の将来の円滑な施行を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(許可の基準)

第 2 条 都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において、建築物の建築をしようとする場合における都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 53 条第 1 項の規定による許可については、同法第 54 条の規定に該当するもの以外に、次に該当する場合に許可するものとする。

- ・市長が、特に都市計画事業の円滑な施行を妨げないと認める場合。

附 則

この基準は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

都市計画法（抜粋）

(許可の基準)

第 54 条 都道府県知事は、前条第 1 項の規定による許可の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可をしなければならない。

- 一 当該建築が、都市計画施設又は市街地開発事業に関する都市計画のうち建築物について定めるものに適合するものであること。
- 二 当該建築が、第 11 条第 3 項の規定により都市計画施設の区域について都市施設を整備する立体的な範囲が定められている場合において、当該立体的な範囲外において行われ、かつ、当該都市計画施設を整備する上で著しい支障を及ぼすおそれがないと認められること。ただし、当該立体的な範囲が道路である都市施設を整備するものとして空間について定められているときは、安全上、防火上及び衛生上支障がないものとして政令で定める場合に限る。
- 三 当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められること。
 - イ 階数が 2 以下で、かつ、地階を有しないこと。
 - ロ 主要構造部（建築基準法第二条第五号 に定める主要構造部をいう。）が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。